

平成27年12月

乙訓環境衛生組合第4回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

## 乙訓環境衛生組合議会平成27年第4回定例会会議録

### 目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	2
○開会	2
○日程 1 会議録署名議員の指名	3
○日程 2 会期の決定	3
○日程 3 議長の選挙について	3
○日程 4 管理者の諸報告	4
○日程 5 監査報告第4号 例月出納検査の結果報告について 監査報告第5号 定期監査の結果報告について	6
○日程 6 第9号議案 乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部 改正について	6
○日程 7 第10号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部改正について	8
○日程 8 第11号議案 平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補 正予算(第3号)について	9
○閉会	35

乙訓環境衛生組合議会平成27年第4回定例会

議事日程第4号

平成27年12月21日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	山田千枝子 議員	近藤宏和 議員
	杉谷伸夫 議員	
長岡京市	綿谷正巳 議員	山本智 議員
	藤井俊一 議員	
大山崎町	山中一成 議員	岸孝雄 議員
	渋谷進 議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 坂本伸治 総務課行財政係長

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(10名)

山本圭一	管理者(大山崎町長)
中小路健吾	副管理者(長岡京市長)
安田守	副管理者(向日市長)
鈴木晃	監査委員
河野一武	事務局長
松井孝	次長兼情報啓発推進課長
稲生義之	会計管理者
山本昌一	総務課長
服部潤	施設業務課長
松井貢	埋立地管理課長

○議事日程

- |      |            |                                       |
|------|------------|---------------------------------------|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |                                       |
| 日程 2 | 会期の決定      |                                       |
| 日程 3 | 議長の選挙について  |                                       |
| 日程 4 | 管理者の諸報告    |                                       |
| 日程 5 | 監査報告第4号    | 例月出納検査の結果報告について                       |
|      | 監査報告第5号    | 定期監査の結果報告について                         |
| 日程 6 | 第9号議案      | 乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について             |
| 日程 7 | 第10号議案     | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程 8 | 第11号議案     | 平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)について       |

○会議録署名議員

長岡京市 山本 智 議員  
大山崎町 岸 孝 雄 議員

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・

開会 午前10時00分

○山田千枝子副議長 皆さん、おはようございます。

会議に入ります前に、先の事前説明におきまして、議員から要求のありました資料が配付されておりますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会平成27年第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、今回、長岡京市議会の議員改選によりまして、本組合議会の議員に交替がございましたので、この際ご紹介させていただきます。

本年10月23日付で、本組合議会議員となりました藤井俊一議員です。

○藤井俊一議員 藤井です。よろしくお願いいたします。

○山田千枝子副議長 また、引き続き本組合議会議員となりました綿谷正巳議員です。

○綿谷正巳議員 綿谷です。よろしくお願いいたします。

○山田千枝子副議長 同じく、山本 智議員です。

○山本 智議員 山本です。よろしくお願いいたします。

○山田千枝子副議長 皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 77 条の規定により、山本 智議員、岸 孝雄議員の両議員を指名いたします。

○

○山田千枝子副議長 日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○

○山田千枝子副議長 日程 3、議長の選挙についてであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、指名推選により行うことといたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、私、副議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、私、副議長において指名することといたします。

それでは、議長に藤井俊一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました藤井俊一議員を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました藤井俊一議員が議長に当選されました。

藤井俊一議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

藤井俊一議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

藤井議員。

○藤井俊一議員 一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま議長選挙におきまして、議長にご推挙いただき誠にありがとうございます。大変微力な私でございますが、議長という大役の責任の重さを一層痛感いたしているところでございます。ここに皆様方のご推薦を受けました以上は、議会が公平かつ公正に運営できますよう誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員の皆様方、そしてまた理事者の皆様方におかれましては、ご支援、ご指導、ご鞭撻いただきますよう切にお

願い申し上げます、大変簡単で意を尽くしませんけれども、就任のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山田千枝子副議長 それでは、藤井議長と交替いたします。

藤井議長、議長席におつきください。

○

○藤井俊一議長 日程4、管理者の諸報告であります。

山本管理者。

○山本圭一管理者 皆さん、おはようございます。

本日、乙訓環境衛生組合議会平成27年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

また、先ほど副議長からご紹介がありましたように、去る10月23日に開催されました長岡京市臨時議会により、引き続き綿谷正巳議員、山本 智議員が組合議員に選出され、また、新たに組合議員といたしまして藤井俊一議員が選出されました。お迎えいたしました議員各位におかれましては、今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、ただいま、本組合議会議長に藤井俊一議員がご就任されましたことを、心からお祝い申し上げます。そして、今後ともよろしくお願いいたします。

なお、誠に恐縮でございますが、この場をお借りいたしまして組合理事者等の紹介をさせていただきますと存じます。

私が管理者を務めさせていただいております大山崎町長の山本圭一でございます。

次に、副管理者であります長岡京市長の中小路健吾副管理者でございます。

○中小路健吾副管理者 どうぞよろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 同じく、副管理者の向日市長の安田 守副管理者でございます。

○安田 守副管理者 よろしく申し上げます。

○山本圭一管理者 次に、代表監査委員であります鈴木 晃監査委員でございます。

○鈴木 晃監査委員 よろしく申し上げます。

○山本圭一管理者 その隣が、会計管理者兼会計課長の稲生義之でございます。

○稲生義之会計管理者 稲生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 続きまして、後列におります組合職員でございます、事務局長の河野一武でございます。

○河野一武事務局長 河野でございます。よろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 次長兼情報啓発推進課長の松井 孝でございます。

○松井 孝次長兼情報啓発推進課長 松井でございます。よろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 総務課長の山本昌一でございます。

○山本昌一総務課長 山本でございます。よろしくお願いいたします。

- 山本圭一管理者 施設業務課長の服部 潤でございます。
- 服部 潤施設業務課長 服部でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本圭一管理者 埋立地管理課長の松井 貢でございます。
- 松井 貢埋立地管理課長 松井でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本圭一管理者 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、管理者諸報告を行います。

第17回リサイクルフェアの開催結果についてであります。

リサイクル推進事業の一環といたしまして平成11年度から開催し、本年度で17回目となるリサイクルフェアは、去る10月18日の日曜日に開催し、当日は好天に恵まれ、約1,300人もの来場者を迎え、盛況の中、終えることができました。

今後におきましても、さらなるごみの減量とリサイクルを推進し、広く環境保全の啓発事業として積極的に進めるものとし、また、関係市町と協働かつ協力を図りながら、廃棄物循環型地域おとくにを目指し、取り組んでいく所存であります。

次に、組合長黒埋立地用地の社会福祉法人乙訓福祉会への一部無償貸付についてであります。

先の第3回定例会で報告させていただきましたとおり、関係市町の福祉担当部局と乙訓福祉会との間で協議が進められ、本年6月に一部移転の完了をみたところであります。また、去る10月1日に乙訓市町会が開催され、貸付用地は、現状として継続をやむを得ないと認めますが、乙訓環境衛生組合の施設の運営上必要な用地であることから、1年間の契約とさせていただきます、移転に向けた検討結果をその都度報告いただくこととなりました。

なお、その無償貸付期間は平成27年12月1日から平成28年11月30日までの1年であり、平成27年12月1日付で、社会福祉法人乙訓福祉会、乙訓市町会及び乙訓環境衛生組合の3者により、土地使用賃貸借契約を締結いたしましたことをご報告させていただきます。

次に、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事についてであります。

本事業につきましては、昨年度から4カ年継続事業として進められており、ごみ焼却炉の運転計画に基づき、適正かつ安全・安定した処理を行いながら、今年度事業に係る詳細設計及び現場工事を計画的に進めているところであります。

次に、ごみ処理施設におきます運転管理委託についてであります。

現在、ごみ処理施設及びし尿処理施設の運転管理につきましては、平成23年度から5カ年の債務負担により委託しているところでありますが、現在の契約につきましては今年度をもって満了することとなりますことから、新たにごみ処理施設及びし尿処理施設の運転管理を合わせて同一の業者により委託することで進めているところであります。

来年度以降におきましても、安全・安定かつ効率的な施設の運転管理が行えるよう、今回の補正予算におきましても、来年度の運転管理委託に必要な経費を計上させて

いただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。

○藤井俊一議長 以上で管理者諸報告を終わります。

○

○藤井俊一議長 日程5、監査報告第4号、例月出納検査の結果報告及び監査報告第5号、定期監査の結果報告についてであります。

監査委員の報告を求めます。

鈴木監査委員。

○鈴木 晃監査委員 それでは、最初に例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施いたしました。監査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。なお、報告書に記載のとおり、監査を実施した各所管に係る財務等に関する事務事業の執行については、適正に処理されていたことを申し添えます。

以上、例月出納検査及び定期監査の結果報告といたします。

○藤井俊一議長 以上で例月出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告を終わります。

○

○藤井俊一議長 日程6、第9号議案、乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 日程6、第9号議案、乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、まず第2条で、特定個人情報、情報提供等記録及び保有特定個人情報の用語を新たに定義するものであります。

次に、第7条では文言整理を行い、第8条及び第8条の2では、収集の制限について、特定個人情報にあつては、番号法第20条の規定によるものとするものであります。第9条では、目的外利用等できるとした保有個人情報から保有特定個人情報を除くこととし、第9条の2及び第9条の3において、第9条で除外した保有特定個人情報の利用及び提供についての制限規定を新たに定めるものであります。

次に、第12条の開示の請求におきましては、特定個人情報にあつては、本人の委任



による代理人が本人にかわって開示請求できることを規定し、第13条では、前条の改正に伴う文言整理を行うものであります。第18条では、利用停止の請求について保有特定個人情報に係る規定を追加し、第20条では文言整理を行うものであります。また、第23条におきましては、第6項で実施機関が情報提供等記録の訂正を行ったときにおける通知先を規定するものであります。

最後に、第27条では、他の法令等で個人情報の開示等の規定が定めている場合にあっては、その法令等を優先し、本条例の規定を適用しない適用除外規定の改正を行うものであります。

以上が本条例改正の内容であり、本条例の施行日は、公布の日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○藤井俊一議長 質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

渋谷議員。

○渋谷 進議員 本議案の条例案の改正というのは、いわゆるマイナンバー制度が成立したことに伴って、本組合議会で、いわゆる特定個人情報、マイナンバーを含む個人情報をどう扱うかということを決める条例案だというふうに理解しております。

そもそも、このマイナンバー制度自身が、大もとからいって、国が国民の個人情報を丸ごと管理する方向に進むんじゃないかという大きな恐れが1点、それから、既にほかの団体でいわゆる個人情報の漏えいが頻発しております。それに対する懸念が国民の中に広くあるというのが第2点、そして現在、国自身がこの個人情報、マイナンバーを、それぞれの事務事業でどう扱うかということに対して、明確な扱い方をすら明らかにしていないという、そういう状態にあります。

ということで、私といたしましては本条例、マイナンバー制を導入するという、そもそものこの条例には賛成できないということで反対させていただきます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

山田議員。

○山田千枝子議員 同じようなことなんですけど、マイナンバー法によってこの条例が出てきたということなんですけれども、膨大な個人情報、それを国が一元的に管理しようという、そういう目的があるので、今、渋谷議員からも意見がありましたけども、今本当に個人情報とかプライバシーが漏えいされているという問題が非常に深刻に出てきております。このマイナンバー法によって、本当に住民にとって利益がよくもつとあるのかと

いえば、むしろあるよりもリスクの方が多いというのが、今の現状ではないかと思うんです。

私は、そういう意味では、この個人情報の一部改正については反対とさせていただきます。

○藤井俊一議長 次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第9号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、第9号議案、乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程7、第10号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程7、第10号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、平成24年8月22日に公布されました、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が平成27年10月1日に施行され、あわせて、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令第8条により、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、当該一元化法の施行により、共済年金制度が厚生年金保険制度に統合されたことに伴い、地方公務員共済制度が創設されました昭和37年以前に在職期間のある者が、当該一元化法の施行日以後に障害共済年金及び遺族共済年金の受給権者として新規裁定される場合において、従前は年金たる補償と同一の事由で共済年金が支給される場合に行われました併給調整につきましては、共済年金部分を厚生年金として調整の対象とすることとし、また、これまで共済年金での調整が行われていた場合につきましても、年金たる補償で調整することとなることから、当該調整により地方公務員災害補償法の規定により加算することとされる加算額に、年金たる補償に係る併給調整の影響が及ばないように、調整率を新たに規定するものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行し、当該一元化法一部改正法の施行日である平成27年10月1日から適用することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申

上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○藤井俊一議長 質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 この8月の一元化については賛成するものではありませんでした。反対しておりました。でも、この今回の上程されているこの一部改正については、賛成させていただきます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第10号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第10号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程8、第11号議案、平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程8、第11議案、平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に1,167万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ30億5,023万7,000円とするものであります。

それでは、補正予算書6ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により順次ご説明申し上げます。

まず、4款財産収入、2項財産売却収入では、有価物売却収入におきまして、売却単価の値下がりにより、有価物売却代金が1,213万1,000円減額となり、減額補正するものであります。

また、7款諸収入、2項雑入では、資源化物のペットボトル及びプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に係る費用等に対する貢献度に応じ収入いたしましたことで再商品化合理化拠出金45万9,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出でございます。7ページをお開き願います。

1款議会費、1目議会費では、議会運営事業におきまして、先進地視察研修による車両借上料の差金4万4,000円を減額するものであります。

次に、2款総務費、1目一般管理費では、職員人件費におきましては、人事異動による対象者の変動等によるものとなり、その内容は、2節給料で815万8,000円を、3節職員手当等で688万8,000円を、4節共済費で300万9,000円を、19節負担金・補助及び交付金で94万8,000円を減額し、合わせて1,900万3,000円を減額するものであります。

また、庁舎管理事業では、消防設備保守点検委託料に係る契約差金といたしまして9万6,000円を減額し、工事請負費では高圧受電キュービクル改修工事に係る契約差金11万9,000円、合わせて21万5,000円を減額するものであります。

次に、安全衛生、健康管理事業では、作業環境調査委託に係る契約差金といたしまして16万3,000円を減額し、電算システム管理事業では、人事給与システムの改修委託料及び財務会計グループウェアシステム更新借上料の契約差金により3万3,000円を減額するものであります。

また、一般管理事業では、特定財源確保のため、国への陳情に要する特別旅費及び次年度におきます新規採用者の事務机等の購入費合わせて31万1,000円を増額するものであります。

また、5目基金費における基金積立事業では、財政調整基金積立金559万2,000円の積み立てを行い、財政調整基金、平成27年度末の現在高は6,571万8,160円となる見込みであります。

8ページをお開き願います。

次に、3款衛生費、1目清掃総務費では、職員人件費におきまして、人事異動による対象者の変動等によるものとなり、その内容は、2節給料で327万8,000円を、3節職員手当等で112万4,000円を、4節共済費で57万4,000円を、19節負担金・補助及び交付金で34万8,000円を増額し、合わせて532万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

次に、2目ごみ処理費では、ごみ処理施設運転管理事業におきまして、13節委託料で発信器保守点検委託料の契約差金、また、公害健康被害補償事業におきます汚染負荷量賦課金の差金、合わせて141万7,000円を減額補正するものであります。

次に、4目埋立地管理費では、埋立地施設運転管理事業におきます処理水槽清掃委託及び汚水処理設備補修工事が完了したことによります契約差金、合わせて21万1,000円の減額補正を、また5目リサイクルプラザ費では、リサイクルプラザ施設の運転管理におきます委託料159万4,000円の契約差金の減額補正をお願いするものであります。

次に、6目ストックヤード管理費では、ストックヤード施設運転管理事業におきましては、ストックヤード施設の運転管理におきます委託料契約差金及び15節工事請負費で、圧縮こん包機補修工事の契約差金、合わせて21万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為につきましては、ごみ処理施設運転管理事業に係る経費及びし尿処理施設運転管理事業に係る経費を債務負担行為として設定し、限度額をそれぞれ1億4,040万円と788万4,000円とし、その期間を平成27年度から平成28年度までの2年間と設定しております。

以上で、平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

渋谷議員。

○渋谷 進議員 同等の、管理者報告でもいただきましたけれども、今回、施設の運転の管理を全部委託するというための債務負担行為が出されておりますけれども、この際、なぜ全部委託するというふうな方向をおとりになるに至ったかという経緯を、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 本組合では、平成17年3月に、総務省において策定されました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな推進に基づきまして、平成18年3月に乙訓環境衛生組合集中改革プランを策定いたしましたところでございます。

事務事業の再編、整理など、行政改革を推進していきたいと思っておったところでございます。

このごみ処理施設の運転管理については、この集中改革プランに基づきまして、一部を委託化に向け検討を進め、平成23年度から平日の夜間、土・日の運転管理の一部を委託化したところでございます。本委託は5年間の契約でございまして、今年度末におきまして契約が満了することとなります。

そのことから、現状をよく鑑みて、やはり緊急的な不具合の解消が必要な場合があったり、修繕が必要な場合があったり、特に特殊器機となればメーカーの問い合わせ等が必要になってくることから、今回、債務負担を組み立てさせていただきまして、事業を進めていきたいなと思っております。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ちょっと補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、集中改革プランの中で、23年度から27年度まで5年間においては部分委託

ということで、今、現状ですけれども、平日のお昼につきましては直営による運転をさせていただいております。そして、平日の夜間、それと土曜日と日曜日は終日という形で、今部分的にメーカーに委託をしているという状況でございます。

しかしながら、先ほど総務課長からありましたとおり、集中改革プランの中で計画しておりました平成27年度、今年度の計画職員数につきましては、職員が40名、再任用職員が4名、トータル44名ということで計画をしておったところでございますが、現状につきましては、再任用2名を含めまして38名の職員体制で実施させていただいております。

ということで、現時点につきましても、当初計画からすると6名の職員減というような状況にもなっております。また、この先3年後、平成30年度末につきましては、4名の定年退職者が予定されております。その後2年先、32年度末につきましては、新たに2名の定年退職者が出るということ踏まえまして、今の現時点で、部分委託をさらに継続するということになれば、なかなか組合の職員数的に、なかなか職員管理の部分が補えないということにもなってくるということも勘案させていただいて、この時点で全部委託に切りかえさせていただきたいということで、今回、全部委託に切りかえるという方針整理をさせていただいたというところでございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 やはり基本は集中改革プランに基づいて進めてこられて、しかしながら、改革プランの予定人員数を大幅に超えて減ってしまって、業務の遂行に困難が生じてきたから、この際全部、現業を全部外部にお任せするという、そういうふうな判断に至られたという、そういうことでよろしいわけですね。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘のとおりでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 債務負担行為のこの案件なんですけれども、この前まで議員をしておりました、乙環議会の議員をしておりました、平成23年度当時、夜間、休日、直営から一部運転委託するときのお話、ちょっと聞いてみたのです。

そしたら、そのとき、当時には、組合で働いておられる方が、子どもさんがいらっしゃる方とか、いろんな子供さんの行事に出ることができないと、そういう保障をしていくという、そういうことも言っておられたということがあったのですけれども、そのとき、私も議員ではありませんでしたし、知らないのですけれども、そういうふうなことも言われてたんです。それとの関係ではどうなのでしょう。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 当時の関係でございますが、もともとは組合の職員によりまして24時間連続運転を実施しておりました。それにつきましては、8時間の3交替ということで勤務をさせていただいていた状況でございます。

しかしながら、今、議員ご指定のとおり、やはり土・日、祝日関係なくして、24時間の交替勤務に入っておりますので、お子さんがおられる方については、例えば運動会であったり、そういうところにつきましても、なかなか行くような機会が、出勤日に重なればそういうこともあろうという声は聞き及んでおります。

しかしながら、今回、23年度にそういう形の部分委託を導入したという経緯でございますけれども、本来ならば前回の時点で全部委託に切りかえをするべきところではあったかと思っておりますけれども、やはり職員さんを、いきなり運転職員から事務の方に配置転換をするということについても、なかなか対応が仕切れないという部分も考慮させていただいて、今回、部分的に委託をして、直営については昼間運転をする、なおかつ、通常の契約事務等につきましても、職員さんの方で対応していただくということで、事務経験、また外部研修等も十分踏まえまして、この5年間、十分経験を積んでいただいたということで、設定する中で部分委託を導入したという経過でございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 債務負担行為で、先ほど管理者は、前の同じところと契約というようなことを言われたと思うんですけど、私の聞き間違いだったのでしょうか。

今、26年度の事務報告を持ってきたのですけれど、それを見ると、テスコというところと運転管理契約しているということなんですけれど、そのまま、そのテスコというところと契約を、全部委託するということなののでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 次の委託につきましては、テスコとは違いまして、この資料を配付させてもらいましたけど、西日本J K O、三菱の直営のグループ会社の委託業者となっております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 テスコという会社を5年前に選ばれた、その経過もあったと思うんです。今度はここにという、資料請求、これを出してほしいということでお願いしたのですけれど、三菱の関連ということですね、覚書なんかも入れていただいているのですけれど、ここに移る理由は何でしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、今回の委託の業務範囲としましては、運転管理を含めた保全、修繕を維持していくところと、大きくとらまえて発注したいと考えております。

今までは運転管理そのものだったのですけれども、今回は施設のプラントに補修を含めた総合的な管理運転、維持管理を行っていくという範疇で委託させてもらいました。

安定した維持管理を行うには、施設を完全に把握することはもちろんのこと、厳しい法的基準等を遵守していく上で、運転自身に相当の技量が要求されるところであります。

テスコさんにその技量がないとか言ってるわけではないのですけれども、直系の運転管理会社ということで、プラントメーカーとそれぞれが協力をしていくということでご

ざいます。

あと、三菱重工環境化学エンジニアリングというところなのですけれども、そこと運転業務に係る知的財産の、この資料の後ろの方につけさせてもらいましたが、知的財産に関するノウハウの覚書というのを締結しておられまして、ここにつきましては、プラントを維持管理していく上で必要な情報とか図面、特許関係を、この西日本JKOがそのまま三菱から引き継いで使用できるよという、保険というか、そういう担保をとっておりますので、いざ緊急時の対応としまして、今まででしたら、組合が一旦介入しまして、そこで三菱重工と、三菱環境化学ですね、そこと一旦連絡を取り合いながらの補修、修繕に向けていくというのが、今までは基本ベースだったのです。けれども、覚書を結ぶことによって、直営が介入しなくても、運転管理会社と三菱というプラントの会社が、組合抜きで、緊急時の場合はすぐ対応できますよというようなことになっておりますので、安定的に施設を稼働していく上には、こちらの方が安全に施設が維持管理できるかなということもございます。

あと、修繕につきましては、図面等が、昨今コンプライアンスの関係で、ほかの人には見せられませんということになっておりますので、そこら辺につきましても、三菱の直系の西日本JKOさんが運転管理、修繕に携わっていただけることによりまして、スムーズな修繕に移行できるというようなメリットもあろうかというふうに考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 というのは、炉を買うとして、三菱から買うと、じゃあ、その炉を買ったところの系統で全部、運転委託も全てやってもらうと、もしそこに何か不正があったりしたら、もう乙訓環境衛生組合がそこら辺をきちっと管理できないという、そういうことも発生するんじゃないかなと思うんです。

私、25年度、26年度の事務報告を、二つだけあったので、読ませていただいたのですが、行政効果のところ、炉の運転管理のことについて、非常に大事なことが書いてあるんです。各機器類の施設のトラブルを未然に防止するために、日常点検により異常箇所の早期発見に努め、適宜必要な措置を施して順調に稼働したと、それが1号炉、2号炉、3号炉、みんなそのように、25年度も26年度も、テスコの契約のときですよ、そして直営で、昼間、しっかり乙訓環境衛生組合でやっていた、正職の方が頑張っていて、技術職の方がやっておられた、そういった中でこういう効果はちゃんと出てるんです。

ですから、私は、そこの炉を買ったところと、ある意味では、乱暴とは言いませんけれども、そういうことも、本当になりかねない、心配もあるし、それからやはり一番大事なことは、この組合議会が、本当に事務職だけになるということになってしまわないかと、やはり運転管理、こういう運転をしてこそ、技術をしてこそ、しっかりとした、例えば新しい炉を買うにしても、いろんなことにしても、そういう専門の方を何人



も置いておかないと、現場を知らない人だけでは、本当に仕事が不十分になるのじゃないかなという、それと今までの、後で人数も聞こうと思っていたのですけれど、今まで、この技能を本当によしとして頑張っていたいただいた職員さんの方々が、この仕事から引いてしまうということになりますね。この点について、今、それでなくても38名の職員さんの中で3名の方が精神的なご病気で休職されている状況で、そんな中で、また仕事を、全く、事務職と技術職というのは、仕事が全く違いますよね、そこに行かなければならない、平成30年には4名退職だと、それから次の年には2名という、そういうこと言われましたけど、やはり最後まで全うして、そして技術職を育成していくことが非常に大事な、乙訓環境衛生組合の仕事の一つの大事な部署だと思うんです。その点についてはどのように考えておられますか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘でございますけれども、今の現状、テスコさんの方には夜間の運転の方を委託させていただいているというところでございます。その事務報告に記載のあります、その保全、未然に防ぐような点検等につきましては、組合の職員対応で、今、お昼の勤務時間中にやらせていただいているのが今の現状でございます。

それと、なおかつ、今回、全部委託に切りかえるという意味合いから、先ほど施設業務課長が申し上げたとおり、やはり組合職員としても、この先4名、また2名という形で減少していく予定が今ございます。そういったことから、来年度から全部委託に切りかえて、今まで組合の職員として運転の経験等十分有している職員たくさんおりますので、この職員が今後入られた業者さんの監督指導という部分にも当たっていきいたいというふうにも考えております。

そういう中で、今まで組合職員が培ってきたノウハウ、またそのプラントメーカー、それぞれのノウハウ、それぞれを融合させる中で、適正な施設運転につなげていきたいというふうに考えております。

なおかつ、このまま、例えば部分委託をまた継続してしまうということになれば、組合の職員が、今からなおかつ6名ほどまた減ってきた状況の中で、そういう組合の技術を監督指導していくようなことになってきますので、そうすると、本来すべき事務事業の方の職員数が、なかなか手が回らないということも十分考えさせていただく中で、今回、委託の方に切りかえさせていただくと。

また、組合の運転職員につきましても、来年4月以降の運転監督等の責任者として十分全うしていきいたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 委託と、それから組合との関係で言うと、委託というのは、委託されたらもう全部その業者が責任をもってやると。こちらが技術のことで口出しをするという、そういうのは契約ではやはり違反するのじゃないかと思うんですよ。その点につい

て、いかがなのでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ちょっと私、言葉足らずで申しわけございませんでした。本来ならば、今ご指摘のとおり、委託を受けた以上は、組合の委託仕様に基きまして適正に業務を履行するというのが本来の委託の業務のあり方でございます。

しかしながら、私が申し上げた組合職員のノウハウ等の監督という部分につきましては、そういうプラント機械の運転には精通された方が運転されるということであっても、やはりその組合施設独特の、今までの経験則というのが必要になってこよう部分もあろうかと思しますので、その部分は十分調整協議をする中で、協力をして適正処理に努めていきたいという意味合いで申し上げたところでございます。

それと、申しわけございません。先ほど、私、答弁の中で、3交替ということで申し上げたのですが、12時間の2交替の間違いでございました。訂正をお願いいたします。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 管理者に聞きたいのですが、こういう技術職、炉を買うにしても、本当に専門な、乙訓環境衛生組合がそういう専門性を持つということに対して、その点については、事務職だけでいいのかという、そういう問題についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 先ほどからの答弁にもありましたように、適正に施設運営する中で、集中改革プランに基づいてですけど、その中で現場の方は委託するものの、しっかりと監督をしながら、しっかりと施設運営上の安定化を図っていくというふうな面では、やはり全部委託が、集中改革プランに基づいて全部委託をすること自身が、乙訓の二市一町の施設運営、安全な施設運営をできるのではないかなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 一つは、私も同じように、技術的なノウハウが必要な現業を、基本的に組合の実務から切り離してしまうということには、非常に懸念を感じます。

例えば、一つ、ないことではあると思いますが、万が一、全面委託した状態で何か大規模な事故が、あるいは重大な事故が起こったという場合の責任は、やはり、責任そのものは本組合にかかってくるんですね。そのところで、やはり常にどういうふうに運転されているか、どういうふうに修理、維持管理されているかというのは、分掌上あるいは数字上だけではなくて、実際にどうなっているのを、組合側が知っているという、そういうノウハウの蓄積あるいは継続というのは、これは必要なことだと思うんですけども。

それと、もう一つ、先ほど、今言いました、とりあえず重大事故等が起きたときの責

任の関係というのは、どんなふうを考えておられますか、というのは、くい打ちのくい  
の問題とか、大きな問題が既に起こっておりますし、お願いします。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回の委託業務の補償の範囲でございますけれども、適正に業務を  
している上での事故等につきましては、もちろん今ご指摘いただいたとおり、本組合に  
責任がなってくるということは、考えております。

しかしながら、委託を受ける方のミスなり人為的な何か不始末なり、そういうのが原  
因で起きた事故につきましては、基本的にはやはり受託者に一定責任があろうかとい  
うふうに考えております。ただ、その事故の範囲につきましても、近隣にご迷惑をおかけ  
するような、本当にもう重大な事故につながれば、やはりそういう責任がどうこうとい  
うものにはならないかと思っておりますけれども、しかし、本組合といたしましても、そう  
いう重大な事故が起きないように、やっぱりそういう専門の業者さんをお願いをしていき  
たい、また、専門の業者さんであっても、通常の運転業務に限らず、一定の保全的な点  
検であったり、修繕であったり、そういったものにつきましても、十分設備に精通され  
た運転手の方をお願いする中で、そういう事故が起らないような手だてをとっていき  
たいということも、一定、今回の業務の中に導入していくというふうに考えております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 先ほどの続きなんですけれども、いわばそのプラントというのは、一品  
ものですね、ということは、それぞれの装置として見た場合に、非常に個性の強いもの  
だと思います。ということは、それぞれ、その具体的なプラントの運転及び維持管理に  
精通したノウハウというのは、例えつくられたメーカーさんでも、それぞれ実際に十何  
年、運転維持管理のノウハウを積み重ねてこられました。それは、例えつくられたメ  
ーカーさんといえども、具体的な部分に関しては、持ち得ない、非常に貴重なノウハウ  
だと思うんですが、そのノウハウを、そのものを伝えていくということも、やはりこれ  
はこれで本組合としても、渡してしまう、維持していく、というのも、非常に、具体  
的な、運転という具体的な話ですから、必要でないかと思うんですが、それに関連して、  
集中改革プランが超過達成し過ぎて、私の受けた印象では、想定以上に効果が上がり過  
ぎて、実際の運営面での、いわゆるマンパワーが減り過ぎて困っているかなという理由  
でもあったように思います。

そうすると、例えば、今後、技術系の方を新しく雇用されて、もちろん総職員数は増  
えますけれども、それでもまだまだ集中改革プランに照らし合わせてみれば、十分に枠内  
に入ると思いますので、新しく技術系の方を雇用されて、あるいは新規採用されて、本  
組合が持つる技術的なノウハウ、それを継承していくというふうなお考えはお持ちで  
はありませんか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘でございます。まず、委託業務をお願いするとい

うところにつきましては、組合でできないからお願いをするという意味ではございません。人員的に無理があるから、こういう形でお願いをするということにはなりませんけれども、やはり組合が今まで長年培ってきた技術力、またこういう焼却炉につきましては、同じ処理形式というのは、メーカーさんの特許という部分がございますけれども、その建設に至ってはそれぞれの受注生産的な部分が多分がございますので、そういった組合の施設を運転してきた経験者が、そういう一定の基準を持たれてる業者さんの方に、組合の内容を十分お伝えさせていただき、また、組合の職員につきましても、監督員として十分、今までの分を發揮していただく。

それと、今の組合の職員が定年退職して、技術力がなくなるということでございますけれども、その部分につきましても、今、若手職員もたくさんおりますので、そういった部分に、やはり組合内部でも技術力の継承といいますか、引き継ぎを十分させていただき中で、やはりそういう運転はしていただくにしても、運転員に対する監督、また組合からの助言というところも含めて、十分継続していくというふうに考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 緊急の場合に、特に早くということもおっしゃってたと思うんですけど、今、じゃあ、緊急の場合はどういう形でされているのかということと、それから、この行政機構図、事務報告で見ましたら、施設業務に15人いらっしゃるというふうに書いてあったんですけど、じゃあ何人の方が、今度の全部委託になったら、その方たちがどういう仕事になるのか、その辺のことも教えていただきたいと思います。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 現在の緊急時の対応としましては、職員がいない夜間とか休日、そのときには、業者さんの方で対応し切れない不測の事態が起こった場合は、まず担当職員の方へ連絡がありまして、職員なり私が現場へ到着してから、状況を確認しまして、業者さんに委託者に指示を出すと、それでも解決できない場合は、プラントメーカーに電話連絡をとるなり対処して、ワンクッション、間があいているというのが事実です。

それで、運転技術員、今7名おりまして、次の委託となりましたら、その7名がどういう仕事をするかということですが、先ほども申しますように、やはりプラントの関連業者さんが来られたとしましても、やはり施設には不慣れな方というか、初めて見る施設なので、指導助言、監督する立場もございまして、当面は複数名、先ほど局長も申しましたように、ノウハウなり、運転方法を、指導ではないですけど、監視しながら適正に運転できるように、同じように仕事をしてもらおうと。あと数名につきましては、これから、来年度につきまして、施設業務課にも今若干名、人数が少ないものでございまして、そこで、搬入監視とか、施設の維持管理に関して、施設の延命化につながるような協力体制を構築しまして、搬入監視等、強化するように考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 職員さんの、本当に一生懸命、事務職の方も含めて、頑張っていた

いているというのは承知しているのですが、ただ、今まで、じゃあ、トラブルがあったのかと、さっきも行政効果も言いましたけど、トラブルのないようにしてきたということも、きちっと書いてありますし、それで緊急の場合のトラブル、じゃあ、この組合に連絡が入るのはいつごろになるのやろと、組合は知らなかった、先ほども大きな事故のことも言われましたけど、勝手に三菱系でやるという、そういうことになってしまうのか。

それと、やはり高い高い炉を買ってるわけでしょ、何十億円という、乙訓住民の皆さんの財産ですよ、そのお金で買ってるものの、そういう買った以上は、後のアフターケア、そういうのもきちっとするべきだと私は思うんですよ、そういう点で何か、そういうのが不十分だというふうに、あったんですか、そういう不十分だったということが。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 施設がもう壊れるほどになってしまうというトラブルは今ございません。ただ、トラブルは多少はありますけども、いかに安全に止めるか、いかに施設に被害を及ぼさないように止めるかというのが、今まで、そういう大きなトラブルはなかったということでございまして、これからも、西日本JKOが入ってきて、直接メーカーと対応するというのも、それはあるんですけども、やはり一報は組合側に入ってくるようにはしますので、組合側が一切ノータッチということではございません。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 何か集中改革ありきで、人の調整をしていくというか、計画だなというふうに思ったりするんですけどね。今38人でもまだ3人いらっしやらないこともありますけど、来年の採用、これもされるというようなことも聞いてるんですけど、来年は採用はどういうふうになっているのか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 28年4月から2名の採用を今予定しております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、来年度は何人になるのか、今38人と2人足して40人というところでやるということでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現状につきましては、36名の職員と2名の再任用職員、合わせて38名の職員で進めさせていただいております。今年度末で定年退職者が1名出てこられますので、実質は35人と再任用が3名という形になりますけれども、そこに新規職員が2名増えるという形になりますので、実質は37名と3名になるというところでございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 委託料のことについて、ちょっと確認させていただきたいんですけど、

ごみ処理施設の運転管理委託、今年度が幾らで、来年度が幾らか、念のために確認させていただきます。来年度の予定数も。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ごみですが、今年度につきましては、税込みで7,066万8,720円でございます。新しい契約になりますと1億4,040万円でございます。委託しますと6,973万1,280円の増となります。

これにつきましては、現在委託13名から20名となりまして、7名のプラスとなっています。それで、昼間に運転班以外に、保全、修繕をしていただく方が3名1班、入ることによりまして、それを含んでおります。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 約2倍なんですけども、これまで平日の夜間と土曜日、日曜日ですね、それが平日の昼間も移行、運転時間で見たら、3割か、正確にはわかりませんが、感覚的に言うと3割ぐらいになるかなと思うんですけども、それで委託料は2倍と。職員の方が7名ついておられて、全部見てるわけではなくて、運転管理とかされる、そういう職員の方の人員費とかも含めまして、かなりの支出増になると思うんです。

そこまでして、やらなければならない必要性があるのかというふうに、ちょっとお伺いしたいのですが。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 金額的には増になるんですけども、これにつきましては、昼間と夜間、あと、これにつきましては修繕班を入れることによりまして、組合で別で発注しておりました炉内の清掃、点検工事とか、その他の修繕等もこの範疇の中に入りますので、例えば炉内の、焼却炉の補修前の清掃工事とかでも、年間4,500万円の工事費がかかってます。そういうのもここら辺の委託範囲に入れることによりまして、経費削減、あと、日々の修繕料とかも、今度、保全員が入ることによりまして、何百万円、200万円ぐらいですかね、軽減できるということもございます。

あと、リサイクルプラザとかも、今西日本JKOさんが入ってもらえることによりまして、トータルした一括の運転管理をしていただくことで、そのほかの施設につきましても、若干、トータルでは安く設定していったらというふうな次第でございまして、経費削減についてはメリットがあるのかなと判断しております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 トータルで見てということなんですけども、ちょっと、そうばくつと言われましても、やはり金額が金額なものですし、今後、大きく変わるわけですよ。大きく、業者さん、委託、これまで5年間委託されていたところをやめて、全部切りかえてしまうわけですから、後でもとに戻そうと思ってもなかなか戻らないと思いますので、ちょっとそういう極めて重要なことですので、トータルでメリットがあると言われましても、なかなか、ちょっと、ああそうですかとは、すぐにはなかなか理解できないんで

すよね。その件、ちょっと、わかりましたと、なかなか言えないということだけ言っておきます。

それから、あと、全部変えちゃうわけですね。今まで、昼間は職員の方が直接やっておられた、これまで5年間、事業者さん、やっておられたと。それが、夜間の運転を新しい事業者さんに変えるということやったらわかるんですけど、もう職員の方の直接運転もやめる、これまでやられていた方もやめると、全部新しく取りかえてしまうというのは、ものすごくリスクが高いのじゃないかと思うんですけどね。

私、ちょっと前の、ここの議会に出てた議員の方に聞いてみたんですけども、委託については徐々に、これから進めていくということをおっしゃってた。それで議事録を見たんですけど、委託方式については5年間の委託契約が切れることから、委託方式を一体どうやっていくのか検討してと、載ってましたんですけど、一気に変えるということについて、ちょっと驚かれてまして、私も、さっき言いましたような、リスクがあるのじゃないかと思うんですけど、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 一度に全部変えるということ、まず今回部分委託ということで5年間テスコさんにしてもらったのですけれども、そこら辺の、その5年間の間のいろいろな経験を踏まえまして、うちの職員も経験はしてますので、次に全部委託となることで、昼の分がそこら辺に移るので、いきなり全部変わるということではないのかなと思うんですけども。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 昼の分がそこに移るって、どういう意味、もう一度すみません。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 一度、前段階で部分委託というのを実施しておりますので、そこら辺で、5年間かけて、うちの職員が、いろんな勉強してきて、来年度から全面委託となるということになりますので、一度ワンクッションおいているので、いきなり全部変わるということではないです。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 乙環の職員の方にとって、一部委託したと、次、全部委託だという意味での、そういう人とか、管理の経験があるとか、それはいいんですけど、そうでなくて、実際に運転管理業務をされるところが、昼間は職員さん、夜は前の事業者さん、それが全部今度から変わってしまうということについて、危険があるのじゃないですかと申したのです。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 新しい業者さんに全部変わることでですか。こちらにつきましては、今回、随意契約の場合のみならず、入札においてもそうなる可能性もありますので、そういうときには、組合一丸となって、適正に対処していきたいなと思っている次第で

ございます。

ただ、今回、入札になったとしても、次の結果がどういう結果になるかはわかりませんので、そこら辺につきましては。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご質問ですけれども、今の現状、先ほど来から申してまずとおりに、お昼は直営でやっている、夜間と土・日、祝の終日は委託をしているというところでございます。今の現状的に申し上げますと、一つのプラント施設をA、Bの会社が、それぞれが連携をして動かしているという今の現状でございます。

そういうのから、一つの、AなりBなりに丸々お願いをするという形に、今度切りかえていくことになってこようかと思っておりますけれども、こういう廃棄物処理施設、特殊な施設につきましては、メーカーが、建設のときには性能発注という形で、建設をお願いしているところでございます。

その性能発注と申しますのは、まずその処理能力の確保、それと環境性能の確保という部分を十分履行していく上で、運転をしていかなければならないということも、必要最小限あるかというようなどころもございます。

そういった部分も含めて、やはりその一つのメーカーのプラントを、違う、直営以外の、違うところの運転だけのメーカーさんをお願いをしたときに、何かトラブルが発生した場合、プラントが悪いのか、運転が悪いのかという、その責任の所在というのが、不明確になってくるようなどころもたくさん出てこようかと思っております。

そういったことも踏まえまして、一定のグループ企業の中で、プラントの初期の性能保障の部分、それと、運転管理の安定した決定という部分も十分合わせ持った中で、本来、組合が必要としております施設の継続的な安定運転の確保を今後も続けて継続をしていきたいというところで、こういう形で今整理をさせていただきたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 先ほどの議員もご指摘されてたんですが、私ももともと技術者なので、そういう運転管理を全て外部に出してしまっていて、当面はいいかもしれないけれども、これから先、本当に委託事業者さんに、もうおんぶにだっこ、お任せになってしまうんじゃないかという心配をしています。心配してるというぐらいで、それ以上具体的なことは申し上げられないんですけど。

費用的な面で見ましても、さっき申し上げましたように、かなり金額は上がりますよね、だから、言い方は悪いですけども、全部三菱系のプラントメーカー、全部、それもメンテナンス、維持管理、運転、全部お任せしちゃって、金はちょっとかかってもいいやと、もう全部お任せだという、そんな感じに、言い方、悪いんですけど、印象を受けるんですよ。

それはそうすれば、責任も全部任せられる、責務を転嫁できるわけですから、それは



管理上、リスク、そういう面の管理上の、こちらのしんどさはないかもしれないけども、果たしてそれでいいのかなと、しんどい部分をやっぱり乙訓環境衛生組合自身を持って、そのこと自身が技術力になるものだと思いますし、そういう部門をやっぱり残しておかないと、将来的に見たら、どうなのかなと思うんです。

これが、私もこの議案いただいたときに、債務負担行為、来年度1億4,000万円、へえー、ぐらいの受けとめだったんですけど、その後いろいろ考えてみまして、全部委託に変えていく、業者さんも全部変わる、かなり大きな問題だなと認識を改めまして、なぜ従来の事業者さんでだめなのかというのが一点、やっぱりどうしても考えるわけです。価格が余りに違いますので、そうしたときに、5年間されて、いろいろおっしゃいましたけど、これまで議会の中で、前の議員さんにも聞きましたし、議事録を2年分ぐらい見たんですけども、こんな大きな問題があったのかという指摘とか、あるいはこの5年の委託契約が終わった後で考え直さなあかんような、そういう報告とかが、私には見受けられなかったし、前の議員さんからも聞かなかったので、突然大きな問題が出てきたような印象を受けまして、今、ここで決めるということについて、非常に、私、どうなのかなという気持ちがちょっとあるんですけど。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今ご指摘のとおり、今の運転委託のあり方につきましては、過去からそういう議論がなされたということは、ないかと思えます。

前は、やはり今まで従来あったのが集中改革プランの是非についてはいろんなご意見等、今まで過去からいただいております。しかしながら、今本組合につきましても、やはり集中改革プランが策定して、今現状きておる以上は、まずその集中改革プランに基づいて一定方向整理をしていきたいというふうに考えております。

本来ならば、今ご指摘のとおり、一定検討期間があつて、順に切りかえをするなり、いろんな方法はあろうかと思えますけれども、やはり組合の今の職員の関連、今後の退職者の予定等々踏まえますと、やはり現段階で切りかえをするべきことだという判断をしております。

また、先ほどありましたとおり、技術者の関連でございますけれども、やはり実際運転をするから技術力が上がるというわけではなく、運転をしなくても、今までの経験を十分踏まえる中で、また後任を育てていくという視点からも、十分、今の組合の技術力を継承していきたいというふうにも、今考えておるところでございます。

○藤井俊一議長 山本議員。

○山本 智議員 最初の説明のときに、いろいろ今回の債務負担行為の中で、この紙一枚だけで、今もすごい議論になってますけど、そういうような、すごい大きな問題だと思うんですけど、それが、今まで我々議員に詳しい説明もなく、この紙一枚で来年度予算に上げるという部分で、ちょっと、もっといろいろ詳しい資料がほしいなという部分もありましたけど、これ、テスコさんが23年から5年間、27年度の3月で終わるとい

うことで、何で変わるかということの前に聞かせてもらったときに、いろんな不都合があるとか、機械の調整ができないとか、ごみ処理能力に欠けるとか、そういう説明をいただいたんですけど、じゃあ、なぜ5年間もやってる間に、職員の方がテスコさんに対して、もうちょっとごみ処理能力を上げるようなことを提言しなかったのか、不都合があったのなら、もうこの会社があかんのやったら、その途中の段階ででも、もっと業者さんに対して強く訴えることができなかつたかなという部分が、わからない部分があるんです。

今回、一番懸念しているのが、公募型の一般入札で、テスコさんに決められたんですけど、なぜ今回、この西日本JKOさんが随意で決まったかというのが、先ほど、いろいろ、利用勝手がいいみたいなような部分の説明も受けましたけど、どうも理解できないというか、その辺に至った理由というのを、ちょっと納得いくような説明をいただきたいなと思ひまして。

というのも、随意契約の、契約の中で、地方自治法令の第167条の2の2項というところで、随意契約にしていく理由として、性質または目的が競争入札に適しないものとするときとあるんですけど、どの部分が、今回言われた説明の中に当たるかというのが、ちょっとわからないんですけど。

テスコさんが、もし業者的にあかんのやったら、ほかの運転する業者さんっていっぱいあると思うんですけど、じゃあ、そこに今回言われたようないろんな附帯条件をつけて、入札をしなかったかというような、ちょっと納得いかない部分があるんですけど、ちょっとその辺、ご説明いただければと思ひます。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、随意契約、こちらにしましては、三菱のプラントの系列会社でありまして、うち、定期整備補修工事とか、長寿命工事、三菱さんと随契でやらせてもらっております。そこら辺の兼ね合いで、うちの施設の中につくと、工事工程、今の不具合のあるところ、全部三菱のプラントメーカーは把握しております。逆に細かいところまで把握しておりますので、いざという特許がらみのところ辺にも絡んでくるんですけども、ここら辺につきましては、もう他業者に対しては図面の開示等一切できませんと、小修繕するにも、やはり図面一枚なければ、よそのプラントメーカーさんとか、よそのメーカーが入ってこられても、まず修理することは不可能です。そこで、いかに未然に安定的に、施設を止めずに維持管理をしていくか、私らの大前提でございますので、よその業者さんでは、やはりお願いできないのかなと、現実的には難しいのかなと、やはり特許に関するところに最終的には係ってきますので、ほかの他市さんにもいろいろ電話問い合わせしたんですけど、やはり随契の方がたくさんおられます。この資料にもつけさせてもらいましたが、ここら辺につきましても、やはりプラントメーカー直いうことで、緊急時、施設が止められない事情もありますので、緊急時においては、ここしかないのではなからうかというので判断してましますというところもたくさん

んご意見いただいています。

やはりいかにして施設を止めずに、止めてしまったら二市一町ごみがあふれますので、どうすることもできないので、やはりここら辺が一番大きいかな、強いかなというところでございます。

○藤井俊一議長 山本議員。

○山本 智議員 何か、ちょっとね、特許云々いうのがあるんですけど、じゃあ、テスコさんが夜間やられてた中で、それとまた昼も含めて、近々でも、そういう止めなあかんような事故ってあったんですか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 事故ではないですけども、止めることに至ったときもござい  
ます。

○藤井俊一議長 山本議員。

○山本 智議員 そのときは、メーカーさんと呼んで修理してもらったりするんですか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 はい、そうですね、三菱に依頼しまして、その担当する電気の  
部品でしたら、その電気部品会社、メーカーに直接電話して、サービス員を派遣して  
もらうというようなことは何度かあります。

ただ、そういう部品メーカーさんに、私らが直に依頼しても、なかなか対応はして  
もらえませんので、三菱通して依頼してくれということになってきますので、いち早く  
対処しようと思うのであれば、やっぱり三菱に直接電話して、すぐにサービス体制をと  
ってもらうということが必要じゃないかなと思います

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 山本議員のに関連してなんですけれど、5年前にもその条件は一緒だ  
と思うんです。結局、炉を買って数十年経ちますよね。ですから、炉を買うときに、そ  
ういうものやということはおわかってますし、5年前にテスコと契約したときも、そう  
いう条件というか、部品が、時間がかかるというか、ある程度そういうふうなこと、わ  
かってて、なぜ、今、急にこういうことが持ち出されたのかというのが、私も非常に疑  
問なんです。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 5年前については、あくまでも部分委託をお願いするという方針で  
委託をさせていただいて、平日の昼間については直営運転をしていくという、組合とし  
ても直営運転しているからこそ、運転委託という形で夜間と土・日をお願いをしたとい  
う経緯でございます。

ですから、今、現状に至っては、やはり組合職員が配置をしておりますので、何かの  
トラブルがあった場合は、組合職員で対処する、また職員で対処ができない部分につき  
ましては、三菱さんの方にご連絡をさせていただいて、それなりの専門の方を派遣して

いただくという形で今までやってきました。

しかしながら、来年度以降、全部をお願いするということになれば、やはり組合職員を専属配置をするわけにもいきませんので、やはり委託業者さんの中で、全て一定対応していただくこととすれば、それなりの、今課長が申し上げたとおり、三菱さんのプラントに十分精通して、十分内容を熟知されているメーカーさんの中で運転管理をしていただくというのが、やはり一番安定運転につながるということで、今回、こういう整理をさせていただいたということでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、部分委託の条件と、それから全部委託の条件と、それだけで、部分委託をしてたら、別に何も、このままだったら、今のままでいいということですよ。

ですから、全部委託しなければならない、その理由よりも、まず、全部委託しようという条件、そういうこと決めて、やってきてるといふの、少し違うと思うんです。ですから、我々はやっぱり全部委託じゃなくて、今の部分委託で十分できてたし、そこら辺で不都合があったみたいなことを答弁で言われましたので、それはないでしょということ言ってるんですけど。それは大丈夫なんですね。部分委託だったら別に、急にいろんなことがあったとしても、今までもトラブルなかったし、大きなトラブルもなかったし、これからも、もし部分委託のままだったら、これからもそういうトラブルはないということいいんですかね。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 部分委託のまま、例えばこのまま継続をするということであれば、今ご指摘のあるとおり、大きなトラブルというのは今まで現状なかったということでございます。しかしながら、冒頭申し上げたとおり、現状委託を継続するということであれば、組合の職員も7名、運転員として配属をしなければいけないということにもなっております。

その場合、3年先には4名、現状から人が定年退職されると、その後また2年先には2名、トータル6名の定年退職者が出てくる、この委託期間中にですね、出てくると、また、今現状でも、当初計画からすると、一定量職員が減少してくるような状況にもなっている、それと、山田議員、前回からご指摘いただいておりますとおり、休職する職員も複数名おる、今の現状でございます。

そういったところから、やはり人員がしっかり確保できておれば、現状の形で継続ということも一つの選択としてはあろうかというふうに考えておりますけれども、今の職員数で、このまま、また5年間の部分委託を継続するということになれば、組合の体制の方に不足が出てくるということも、今考えております。

どうしても、今の事務員を運転の方に回してしまうと、事務員の方にも欠員が出てまいることになってまいりますので、また、新規採用職員を採用していくということに

あっても、なかなか、やはり人件費がやっぱりかさんでくるということにもつながってまいります。そういったところも総合的に判断をさせていただいて、今回、そういう形で整理をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○藤井俊一議長 山本議員。

○山本 智議員 先ほども言われてますけど、プラントそれからメンテナンスと運転と、全てが三菱さんということになるんですけど、そのメリットという部分ではいろいろ説明はしていただいたんですけど、今まで入札してたのが、いろんなメリットあるにしても、随意で一緒くたに三菱さんに決められたということが、何か、どうも、使い勝手だけで、随意契約するような理由にはならないというふうに思うんですけど、逆に、これ、法的に、何か問題とかはないのですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 随意契約をして、法的にどうかというところでございますけれども、席上配付を、資料の方させていただいておりますけれども、近隣のそういうプラント管理をしている自治体さんにつきましても、一般的にはプラントメーカーさんの方のグループの方に運転を随意契約でお願いするというのが、一般的な今の状況でございます。

本組合につきましても、ごみ処理施設は、一定直営運転でずっと運転をしておりましたが、23年度からは部分的に委託をするという形で切りかえをさせていただきました。

その傍ら、リサイクルプラザにつきましては、平成10年に竣工いたしまして、竣工とあわせて三菱さんのグループ会社に、もう毎年随意契約を今、現在も継続しているというような状況でございます。

また、埋立地の方に隣接しておりますストックヤードにつきましても、三菱さんのプラントでございますけれども、こちらについても三菱さんのグループ会社の方に随意契約で毎年契約をずっとやらせていただいているところでございます。

そういったことから、組合の、今後ごみ処理施設の方も三菱さんのグループにお願いをするということになれば、組合施設のリサイクルプラザ、焼却施設、し尿処理施設、ストックヤード、それぞれの施設を同じ会社をお願いするというので、人力的にも十分適正な配属をしていただいて、少しでも委託人員の削減につながっていく、また、そういう三菱さんが本来持つておられる、そういう性能的な保障部分についても、十分重視していただくというところも、総合的に考えた結果で、こういう形で進めさせていただいているというところでございます。

○藤井俊一議長 山本議員。

○山本 智議員 今回の計画というか、三菱さんで全部ひっくるめてやるという計画というのは、いつぐらいからやられてたというか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 もともとストックヤードとリサイクルプラザにつきましては、プラザが平成10年から、もう三菱さんのグループにお願いしております。ストックヤード

につきましても、平成13年からお願いしているところでございます。

今回、23年度から入札して、今の部分委託をお願いしているというのが、ごみ処理とし尿処理施設、この二つの委託業務が、今回対象になっておりますので、あわせて三菱さんの今までのノウハウなりを十分全うしていただくという意味でも、こういう形をお願いをしたということなので、もともと、今ありましたとおり、三菱さんありきで考えてたというわけではなく、やっぱり一番施設を適性に運転していただく、また、安全安定を十分遵守するということになれば、結果的に三菱さんのグループ企業になってしまったというところでございます。

○藤井俊一議長 山本議員。

○山本 智議員 先ほども、杉谷議員が言われていたように、三菱さんで全部やってしまうということは、本当に全部三菱さんにお任せという部分で、債務負担行為が倍ぐらいの金額になっているので、本当にいろいろ修理やら、ほかのところの点検やら、金額をあわせ見たら、効率的に安くなってるというような説明なんですけど、それは決算書とか見て数字を拾っていったら、ちょっとどうなのかわからないですけど、でも、今の時代、一般入札から随意にかわるというのは、何か逆行するような気もしたりするんです。乙訓環境衛生組合として、こうしてほしいというような条件を提示した上で、いろんなメーカーさんと競合させることによって、競争原理でやっぱり価格も下がっていくだろうし、その分、市民の負担も減っていくだろうしというような考え方があると思うんですけど、どうも、その辺が、三菱さんの方で、全部任すことによって、楽というたら何ですけど、組合としての、三菱さんに全てお任せというような部分も、ちょっといかなものかなと思ったりするんです。

我々議員としても、今回の債務負担行為で、来年度どんと予算上がってくる中で、どういうふうにして市民の皆さんに説明していかなあかんのかというのが、ちょっと、まだまだ勉強不足な部分もあるんですけど、ちょっと納得がいかないですね。その辺が。

それと、もう一つ、三菱さんに全部任せて、その三菱さんが、もし、何かの問題があつてぼしかったときに、全部の施設が三菱さんに関連していくという部分で、ちょっと怖いという部分もあるんです。何かあつたときに、そういうのを分散してたら、そこだけおさまるものを、もし全部三菱さんとやって、三菱さんが何かあつた場合に、全部があかんようになる懸念も出てくると思うんですけど、その辺はちょっといかがですかね。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 先にご質問された内容ですけれど、委託業務、例えば通常の庁内の清掃委託であつたり、そういう一般的な委託業務であれば、今議員ご指摘のとおり、価格による競争というのが一般的であるというふうに考えております。

しかしながら、こういう特殊な焼却施設の運転管理を委託をするということになれば、やはり一定、それぞれの設備、装置等に精通した技術者がいる、その運転業者さんの方

をお願いをするということになれば、一定その条件をつけて入札をしたらどうだというご指摘もございましたけれども、やはりそこで三菱さんの特許部分を十分、三菱さんの協力、助言のもと、操作なり維持管理ができるということになれば、入札をするといっても、どうしても対抗するような要は相手がいないと、三菱さんのグループ会社しかもうないということにもなってきますので、本組合といたしましても、随意契約理由といたしましては、地方自治法施行令の第167条の2第1項第2号、特殊な技術または設備等施工上の経験知識を有するという部分で、第2号を適用させていただいているというところがございます。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 確かに、山本議員おっしゃるように、金額的な増というのはありますけれども、長い目で見させてもらって、長寿命化計画とかでも、終了後15年とか、使う予定しております。こういうところで三菱系統のグループ会社をお願いすることによりまして、長い目で見て、日々の運転管理、日常の定期補修工事を十分考えまして運転してもらおうという中で、そのほか、さらなる施設の長寿命化が見込まれるとか、工事の内容が削減できるとかいうふうなメリットもあろうかと思っておりますので、来年に値段が急激にどんと上がってしまうということに関しては、確かにそうではございませんが、長い目で見ていけば、負担の方は軽減される可能性もあるというふうに思っております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 今のご答弁ですけど、来年上がるというよりは、毎年1億4,000万規模の契約だという理解ですよね。来年上がるんじゃなくて、これからずっと上がっていくという、増えていくという、そういう理解でよろしいわけですね。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ちょっと先ほど来からの議論の中で、単純に来年の金額が上がるというようご指摘がございますけれども、ちょっと整理をさせていただきますと、集中改革プランでいきますと、平成27年度、改革プラン上の人件費につきましては、3億7,600万円が今計画額として計上させていただいております。

しかしながら、現状の27年度の予算ベースで行きますと、3億1,000万円の予算ベースになっておりますので、今7,100万円の一応人件費としての減額は、今現状にも達成ができていというようなところもございますので、今回、あくまでも今上がるというご指摘の中、あくまでも現在の予算ベースに対しては、確かに委託内容が変更になりますので、一定額は上がってきますけれども、当初の集中改革プランでいきます人件費につきましては、十分、その当初の人件費よりも下回っているというような状況にもなっておりますのでございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ご説明、わかる部分、もちろんあるんですけども、ただ、やはり、向

日市に帰って市民にご説明するときに、直営でやっていたものを、今後の技術継承がなくなっていく、リスクも抱えながら全部委託をして、なおかつ、三菱さんでまとめていくということですが、それで下がるのだっいたらいいけど、値段もぼんと上がるということを、市民負担が増えるということになりますので、そういうことを、はいわかりましたというには、なかなかちょっと、そういう定性的なご説明だけでは、なかなか難しいと思うんです。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 単純に、今年度につきましては、年間7,000万円ほどの委託料でございます。次年度については1億4,000万円、倍になるというようなところでございますが、今の議論の中で、単純にお昼の直営部分が委託に変わるという部分ではなく、もちろんその昼間の部分も委託に切りかわりますけれども、プラントに関する業務内容につきましても、一定、今の現状の運転を、委託をお願いするという部分に加えて、施設の維持管理、保守的な点検、また保守的な修繕を十分やっていただくという内容も追加項目として、委託内容の履行内容を十分充実させたような形で整理をしておりますので、単純に昼間の期間が増えたから上がるということではなく、人員の増、また業務内容の充実という部分を兼ね備えまして、金額的に上がってくるという内容でございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 人件費で言いましても、1,000万円ぐらい下げるだけでも、いろんな努力があつて、大変だと思うんです。これ、平成30年度末に4人退職される、そうやってきますと、この間、ずっとそのままいくということでしたら、2億1,000万円ぐらい、少し仕事が、今までの予算の一部はされるということですけど、2億からのお金が、使っていくということになりますと、今後3年間、そういうふうな財政的な問題も、やっぱり、杉谷議員も言われましたけど、やっぱり今、これだけお金が、長寿命化計画とか、いろんなお金がかかるときに、本当にこのことを、市民の皆さんに説明できないし、私は何よりも、一つの会社に全部委ねていく、そして、乙訓環境衛生組合が運転業務を撤収するということが、非常に大きな問題だと思って、それは、まだ知られてないでしょう、この議会だけですよね、今、知られているところは。

こういう問題を、まだまだ、もっと十分に話をしたり、説明もしていただかないと、本当にこれは、今回で採決をとるとか、そういうこと、本当にできないような、今のままでしたら、私は賛成絶対できませんし、ちょっとね、拙速過ぎるという、そういう思いになっているんですけど、その点についていかがでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今、組合の直営が施設から撤収するとおっしゃられていたけれども、撤収するわけではございませんで、運転の方の、維持管理の方から撤収するという内容でございます。あと、その施設にかかわる事務等は残っていきます。も



ちろん、工事の範疇の、うちの組合の直営でやっていくのでございますので、何もかも、直営が組合が撤収するということではございません。ましてや、逆に組合の職員が全部撤収してしまうと、この委託業者の言いなりにもなりかねますので、そこら辺はやっぱり監視する目は持っていかなあきませんので、これから新しい若い人たちも、今の技術を継承していく、係としては残していくというふうには思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 実際の仕事がないのにね、残していくというのは非常に難しいことだと思うんですよ。やっぱりその現場に携わって、いろいろなことをして行って、こういうケースが起こったり、いろいろなことが起こって、それを皆で共有して体験して行って、どうだろう、今度は長寿命化にどういうものを、そこに取り入れていくかとか、そういう技術、やっぱりね、この間つくってこられたと思うので、やっぱり全部撤収するのじゃないと言われますけれども、運転のこういう処理施設を撤収するというのは、現場の方がいなくなるということですよ。ですから、それは、水かけ論になるかもしれませんが、やっぱりそれは、管理として言われても、口出しはできないですよ、委託ですから。丸投げにどうしてもなってしまうやすく、そういう状況に、契約になってくるんですよ。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 確かに契約上、請け負いでございますので、口は出せません。ただ、窓口を通して、責任者であるなり会社の営業とは対話できますので、そこら辺を通じて組合の方と意思疎通をしていきたいと思っております。

それで、また、補修計画、工事を立てるに当たりまして、机上だけではいきませんので、やはり事務をするといっても、現場に直接赴いて行って、進捗状況等の管理、材料の管理の方もやっぱり見ていかなあかんという事務は残りますので、そこで現場のことを全く携わらない、運転のことに対しては携わらないということでは、決してございません。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 一つだけ、今のところ、運転、いわゆる現業を全部、外部の専門家にお任せするという、そういう形だと思うんです。それらの方々が20人、仕事に携わっていただくというご説明でしたけども、この20人というのは、要するに、この本組合に張り付かれる20名ですか、それが、最近、いわゆる正規だけではなくて、非正規とか、アルバイトだとか、そういう形で実際の具体的な仕事を回していくというケースが結構ありますので、それはもう大企業といえども、工場関係なんか、よくやられていることですから、その辺で、正規できちんと、同じ方々が常駐されるというふうな、そういう担保というのは取りにくいと思うんです。同じ会社やから、正規であっても、3年たったら転勤されるとか、そういうこともあり得るだろうし、その辺を考えると、新しく外部でされる会社の、働いている皆さんが、この本組合のプラントに対するノウハウとい

うのが、蓄積されにくいような懸念を持つんですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 運転作業員さんの関係でございますが、やはり誰でもいいというわけではございませんでして、一定の有資格者による、資格証明書が要るかという、仕様上、十分整理をさせていただいております。

例えば、廃棄物処理法でいう技術管理者を1名以上つけなさい、また、焼却施設になりますので、ダイオキシンのばく露対策の特別教育を十分受けてもらえる方に入ってくださいと、また、溶接関係、また研磨関係、それとまた電気関係の特別教育、それぞれの終了者につきましても、一定有資格者の条件としてご提示させていただいている状況になりますので、今ご心配いただく、例えばアルバイトであったり、その場限りの、期間的な職員さんで配置されるということは、今、組合としては考えておりません。

○藤井俊一議長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 やはり運転業務をなくすということは、丸投げになってしまいがちと思うんです。1本の、三菱重工の炉の関係のところ、そのまましておくと、本当に見えないいろんな問題が起こっても、こちらにはなかなか、隠されてしまうという、言いなりになってしまう、この部品が足りなかったから、これを買いましたよと言われたら、その部品代を払わなくてはならなかったり、やっぱり今までのチェック機能というのが、その辺がどうしても置き去りにされてしまいやすいということになると思うんです。

ですから、やはり今回は、私は昼間だけでも直営で頑張ってきていただいているんですから、直営のところ、何ら問題も、大きなトラブルもなかったと、確かに組合の方々の、夜間とか、何か起こったときとかはご迷惑をかけてるというのはわかりますけれども、でもそれは組合が責任を持って、この乙訓14万人の住民の皆さんの環境、これをしっかりするとか、ごみ問題、きちっとやっていくという、そういう責任のもとで働いていただいているのですから、そういう責任はやっぱりそのまま、三菱にみんな丸投げしていくということについては、非常に心配ですので、私はこの運転施設債務負担行為について、この点について反対するのと、それから、一つ補正にも、マイナンバー法の関係の事務処理もあったかなと思うんです。これについても少し問題だなということ、このことを意見を述べさせていただいて、これについては、もう反対させていただきます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 私もこのときに、もちろん先ほど山田議員もおっしゃった、マイナン

バーシステムの話もあるんですけども、そのところはさておいて、この債務負担行為について、ずっと今、お話を伺って、質疑も聞いていましたし、その中で、やはりかなり大きな問題だというのは明らかになったと思います。これまで乙環の内部の仕事のやり方が、180度は言いませんけれども、かなり大きく、120度ぐらいは変わるといふ、そういった大問題であるということだと思います。

それから、直営運転から撤収して、現業を大きな大企業のメーカーの関連会社に全部委託するという事です。これは、やはり、ずっと今後も、この運転管理の委託へのメリット、こもごもおっしゃられました。この大企業関連会社に委託しない場合のデメリット、特に知的財産権の問題等々で、ご説明いただきました。しかし、同時に、全面的に一社に、それもメーカー関連の一社に、メーカーの身内の一社に委託するという事のデメリットというのが、ご説明いただけなかったというふうに思っています。

やはり、いつでも言うんですけど、物事にはメリットがあれば、当然その裏側としてデメリットがあるというのは事実でございますし、それについての懸念が、ほかの議員さんたちから、こもごも述べられたのだと思います。

要するに、現業をブラックボックス化するという事になると思います。これは大企業への信頼が、前提の一つなってると思うんですけども、先ほどもちらっと触れましたけれども、それこそ、世界的に最も信頼性の高いフォルクスワーゲンの事件とか、東芝の事件とか、いいましたら旭化成のくい打ちの事件、大企業に対する信頼性というのは、このごろ非常にあやしくなっている現状のもとで、ブラックボックス化して、大企業に丸々お任せするという事には、非常な危惧を感じます。

それから、もう一つ、私がお尋ねしました、本組合での技術の継承についても、お話を聞いてますと、技術者がいわばペーパードライバーとして残ってもらうというふうな、そういう中身であるというふうに理解いたしました。さらには、財政的効果もない等々ございますので、この件に関して賛成するわけにはまいりません。反対させていただきたいと思っております。

同時に、やはり技術系の皆さんの継承・育成というのは、これはもう確かに集中改革プランでの人員数の問題もありますけれども、それを多少柔軟的に考えていただいて、本当にこれは残してこなあかん、継続せなあかん、それだけの貴重な財産だと、この組合の財産だと思いますので、ぜひとも、それは取り組んでいただきたいというふうに要望いたします。

○藤井俊一議長 山本議員。

○山本 智議員 やっぱりちょっと今回の随意契約が、債務負担行為に対しましては、やはりちょっと納得いかないところが、西日本JKOさんに入札で最終的にそこに決まるのであれば問題ないと思うんですけど、やはり今まで入札でやってたのが、随意という、いろいろ説明の中での理由に、どうしても納得することがちょっとできません

で、この件に関しては、ちょっと反対ということでは、させていただきたいと思っております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 山本議員がおっしゃったのと近いのですが、事業者さんを新しく変更してまで全部委託をするということについて、もう少し納得いく形で、資料なり、データなりを示していただかないと、現状では、ちょっと、私、はいわかりましたということで、ちょっと手を挙げることはできないです。

○藤井俊一議長 賛成討論を求めます。

岸議員。

○岸 孝雄議員 先ほどの山本議員の反対討論の中にありました、契約のプロセスについては、一部、おっしゃる、検討の余地はあったかなとは思いますが、ただ、ごみ処理プラントという、非常にある意味知的財産の塊、特殊なモジュールの組み合わせでできている、こういった構造物のオペレーションというのは、やはり安全、それから安定的な運転というのが大事だと思います。その意味で、今回、こういう選択をされたというのは、私は経年劣化の状況等々総合的に鑑みて、いたし方ないのかな、必要な判断であるかなと思いますので、賛成させていただきます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 私も、岸議員と同じ意見でございます。やはり専門性が高い、住民の生命、財産に直結する、やはりごみ行政というのはそういうものだと思っています。そういう意味も鑑みたところで、やはり業者選定というのは、恐らく先ほどから理事者側がおっしゃってるように、専門性の高いものが多々見受けられると思いますので、私もこの随意契約については賛成の意見とさせていただきます。

○藤井俊一議長 綿谷議員。

○綿谷正巳議員 私も、金額的なものとかいうのは、当然、高いといえますか、1億4,000万円、高いお金でございますし、市民の負担といえますか、当然あるわけでございますけれども、先ほどから話がありました特殊性といえますか、ある一定、そういった特許の塊みたいなところは、あるのかなというふうなところで理解するところがあります。

ただ、この西日本J K Oさんに、今回、任せることになると、1社で、1社といえますか、ここの運転と、それからリサイクルプラザ、そしてストックヤードですか、そこら辺もなるのかなということで、効率的にやっていただくということを、その1社でやることより、各1.5人口が2人だったりする場合もあるわけですね。それを総合的に効率よくやっていただく、そういったことを要望し、そして、この金額をさらに下げていただくように努力していただくということを要望して賛成とさせていただきます。

○藤井俊一議長 近藤議員。

○近藤宏和議員 今、皆さん賛成された皆さんの意見としては、僕もそう思います。ただ、

こうやって予算額が上がるという部分においてもそうですけども、ただ、今までの努力の中で、人件費を下げられてきた、そういった努力、またこういったことに移していく中での整合性というのとはとれているのかなというふうに思いますけれども、ただ、先ほど来、ずっと議論されているように、この組合がしっかり管理しているという立場をしっかりと継続して持てるような関係性をずっと、しっかりとにらむと言いますか、委託、丸投げという形にはせずに、そういった形での管理というものを要望しまして、賛成させていただきます。

○藤井俊一議長 討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第11号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

可否同数であります。地方自治法第116条の規定により、議長が裁決をいたします。議長は賛成であります。よって、第11号議案、平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

最後に、私から報告事項がございます。

平成28年度議員視察研修についてであります。先日開催されました代表幹事会において、平成28年7月上旬に1泊2日で、愛知県知多南部広域環境組合及び岐阜県各務原市北清掃センターへの視察ということで確認されましたので、皆様方にご報告いたします。

これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会平成27年第4回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後0時00分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 藤井俊一

乙訓環境衛生組合議会副議長 山田千枝子

乙訓環境衛生組合議会議員 山本智

乙訓環境衛生組合議会議員 岸孝雄